特集 ● TPPでどうなる暮らし、労働、経済

脅かされる食の安全

真嶋良孝

女子高生の間で「アベ(安倍)過ぎる」とい う言葉が流行っているという。意味は「他人の 話を聞かない。聞かれたことに答えず、ごまか す」。

安倍晋三首相は昨年10月に開かれたJA全 国大会で、2500人の農業関係者を前にTPP (環太平洋連携協定)交渉では「国益にかなう最 善の結果を得ることができた。皆さんとの約束 を守ることができた」と胸を張った。会場から は「国会決議違反だ」「裏切られた」との野次 が飛んだが、反省と謝罪の色はみじんもなかっ た。国会でも、答弁のトーンは同じだった。

WTO(世界貿易機関)設立交渉決着の際に、 当時の細川護熙首相が明け方にテレビ会見し、 深刻な面持ちで「断腸の思い」と繰り返したの に比べても、あまりにも「アベ過ぎる」。

食の安全をめぐっても「アベ過ぎ」は同じで ある。政府が昨年10月5日の「大筋合意」と 同時に公表した「TPP協定の概要」では、詳 細な説明は伏せたまま、「日本の食品の安全が 脅かされることはない」「遺伝子組み換え食品 表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制 度の変更が必要となる規定は設けられていな い」と強調した。そして、食の安全をめぐる国 民の不安を「デマ」(菅官房長官)と言い、鶴岡 前首席交渉官は「実体のないお化けだ」と決め つけた。しかし、これは、スネにある傷を隠す 類の言い方であり、とうてい鵜呑みにできるも のではない。

食の安全でも国会決議違反は明白

TPP協定において、食の安全は独立した章 で扱われているわけではなく、「衛生植物検疫 措置(SPS)」(第7章)、「貿易の技術的障害 (TBT)」(第8章)、「市場アクセス」(第2章) などにまたがる。また、BSEや食品添加物な どにかかわる規制の緩和は、日米2国間の書簡 (サイドレター)で規定されている。以下では、 食の安全にかかわるいくつかのテーマごとに分 析する。

まず紹介しておきたいのは、国会決議が「残 留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品 の表示義務、遺伝子組換え種子の規制…… BSE に係る牛肉の輸入措置等において、食の 安全・安心を損なわないこと」を要求していた ことである(13年4月、衆参農水委員会)。結論 を先取りしていえば、TPP交渉の結果は、農 産物の重要5品目と同様、食の安全でも明白に 国会決議に違反している。

遺伝子組み換え食品の表示義務に変 更はないか?

交渉の焦点の一つは遺伝子組み換え食品(G M)の表示義務を守るのか、禁止するのかで

	日本	EU	アメリカ
表示義務の対象	農産物 8 品目、加 工食品 33 品目	全ての食品	 表示制度なし
食用油など	表示義務なし	表示義務あり	
飼料	表示義務なし	表示義務あり	
故意ではない混 入の許容率	5%以下	0.9%未満	
生産履歴の管理	義務なし	義務あり	

表1 日本、EU、アメリカの遺伝子組み換え食品表示

日本農業新聞(16年3月3日)をもとに作成

あった。日本とEU諸国は、消費者の要求にも とづいて、GMを使った食品に表示義務を課し ており、GM生産・輸出大国であるアメリカは 一切野放しである(表1)。このほか、TPP交 渉参加国では、カナダ、メキシコ、チリなどが 表示を義務化していない。一方、オーストラリ ア・ニュージーランドは義務化しており、故意・ ではない混入の許容率は1%と、日本よりはる かに厳しい。

モンサント社などGM企業は日本やEUなど の制度を敵視し「表示義務の禁止」と「栽培規 制の禁止」「規制を各国が個別に決めるのでは なく、国際機関の決定に従わせること」を要求 しており、アメリカ政府はその代弁者である。

*アメリカ農務省の勝利宣言

2

TPP交渉ではどうなったか。確かに、直截 にGM表示義務を禁止する条項は盛り込まれな かったものの、これまでの世界中のどの自由貿 易協定(FTA・EPA)にもなかったGM貿 易促進条項が設けられたこと、しかも、食品安 全に密接にかかわる「衛生植物検疫」章ではな く、農産物貿易を促進するための「市場アクセ ス」章に盛り込まれたのが重大な点である。

協定テキストは、農業貿易小委員会の下に 「GM作業部会」を設置すること、同部会では、 GM貿易についての情報交換と協力を促進する ための協議が行われる。この部会が表示義務を 廃止するための「情報交換」や、「故意ではな い」GMの微量混入に対する輸出国の責任の免 責、さらに「栽培規制」の廃止に向けた協議機 関として機能し、モンサント社などの要求がゴ リ押しされる危険がある。

安倍政権は「表示に関する日本の制度の変更 が必要となる規定は設けられていない」ととぼ けているが、アメリカ農務省は次のように勝利 宣言している。「TPP協定は、GM技術が、 増大する世界の人口に持続可能な方法で食料を 供給する重要な手段であることを認めた」「T PPは、意思決定プロセスの透明性の促進とG M作物の承認の促進を参加国に約束させる条項 を盛り込んでいる」と⁽¹⁾。

*遺伝子組み換え技術の二重の危うさ

遺伝子組み換え技術には二重の危うさがある。 一つは安全性をめぐる危うさであり、もう一つ は種子の独占を通じて巨大アグリビジネスが食 料をコントロールする危うさである。

人間がGM食品を食べ始めてまだ20年弱。 一生分の80年間食べ続けたらどうなるかにつ いては、まだ「実験段階」である。ヨーロッパ やロシアで、動物実験によるGM食品の危険性 が告発され続けてもいる。だからこそ、せめて 表示して選択できるようにしてほしいというの は、ささやかすぎるほどささやかな要求である。

さらに、20年近い経験の中で、GM技術の 致命的な弱点が表面化している。特定の病虫害 に対する抵抗性を持つ遺伝子を作物に埋め込み、 その病虫害を強力に抑え込む効果を持つ農薬を 大量に散布するのがGM技術の要点であるが、 病虫害の側も農薬に対する耐性を備え、農薬が 効かなくなる。そうなると、さらに農薬を大量 にバラまくか、ベトナム戦争で使われた枯れ葉 剤を混ぜるなど、より強い農薬を開発せざるを 得なくなるという悪循環に陥る。アルゼンチン の大豆栽培地帯で、子どもたちに深刻な健康被 害が報告されているのは、悪循環のほんの一例 である。

「種子を制する者は世界を制する」。"モンサ ント・ポリス"と呼ばれる部隊がGM種子の 「不正使用」を徹底的に監視して種子の独占を はかっているのは有名な話である。インドでは、 ワタの 90 %以上がGM種子に取って代わられ、 農民は、高価で自家採種できないGM種子を、 借金してまで買わなければならない状況に追い 詰められて、2002 年からの 10 年間で約 17 万 人が自殺している。おおよそ 30 分に一人が自 殺していることになる。

*「生命のギャンブル」を拒否する運動を

通商協定の中で、ここまでGM作物を位置づ けたのはTPP協定が初めてである。バイオメ ジャーは作業部会を「規制制度の変更を迫ると ともに、将来の(GM産品の)承認・貿易ルー ルを形成するためのフォーラムとして位置づけ る意図を隠していない」⁽²⁾といわれ、モンサン ト社などが要求する「国際機関」の役割を TPPが果たすことになるおそれがある。TP Pは「多国籍企業のための新自由主義的憲章作 り」といわれるが、その実態の一つが、ここに ある。

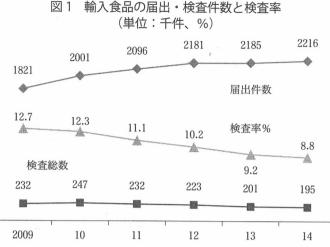
同時に、これはアメリカ国内の動きに対する 切り崩しでもある。アメリカでもGM表示義務 化を求める運動が発展しており、33 州で表示 義務法案が提出され、メーン州など3 州で法律 が成立している。GM企業は、こうした動きを 大金を投じて封じ込めてきたが、運動が止まら ないため、連邦議会レベルで州政府の表示義務 化を妨害する法案を作らせようと画策している。 同法案は昨年7月に下院を通過したが、上院は 3月16日に採決に失敗した。

アメリカの消費者運動のリーダーで、ドキュ メンタリー映画「遺伝子組み換えルーレット 一生命(いのち)のギャンブル」の制作者で もあるジェフリー・スミス氏は「アメリカの 58%の人がGMでない食品を選びたいと考え ている。マクドナルドなど大手食品会社は扱い をやめつつある。ヨーロッパではGM食品は拒 否されており、日本にさらに押し寄せるのでは ないか」「日本の表示制度には表示免除の製品 が多く、消費者をミスリードしている」と述べ た(赤旗、2月29日)。

農民連食品分析センターは4月28日に、ト ウモロコシを使ったスナック菓子26点の検査 結果を公表したが、GMを使っていないと表示 されている19点のうち7点からGM成分を検 出した。5%以下ならば表示しなくてもかまわ ないという規定のためだろう。求められている のは表示義務廃止やGMの微量混入に対する輸 出国の責任の免責ではなく、表示の厳格化であ る。

すでに日本は、アメリカ、カナダ、ブラジル などGM輸出大国からのトウモロコシ、ナタネ、 大豆などの大量輸入を通じて"GMモルモッ

38



輸入食品の届出・検査件数と検査率

厚生労働省「輸入食品監視統計」 2014 年

ト"になっている。ヨーロッパやアメリカ、最 近、表示の厳格化を強めつつある韓国や台湾な どアジアの市民と連帯して「生命のギャンブ・ ル」を拒否する運動を強めることが求められて いる。TPPの批准を拒否することは、その一 歩である。

増える輸入、追いつかない検査体制

T P P のもとで、輸入貨物が国内に到着後 48時間以内に税関を通過(通関)させることを 義務づけるルールが導入される。現在、日本の 平均通関時間は92.5時間だから、半分にカッ トされることになる。これは、従来日本が締結 した F T A (自由貿易協定) にはなかったルー ルである。

すでに輸入食品の検査率は09年の12.7%か ら14年には8.8%に下がっており(図1)、検 査で違反が明らかになっても「時すでに遅し。 危ない食品は国民の腹の中」が常態化している。 日本共産党の斉藤和子衆議院議員の追求によれ ば、検査結果が判明する前に流通を認めるモニ タリング検査のもとで、03~14年に290件の 違反食品が流通しており、14年だけでも残留

基準値の2~10倍という農薬まみれのトマト や青とうがらしが全量消費されている(赤旗、 4月23日)。しかも、8.8%の残り、91.2%は 検査さえされていないのである。

食料自給率 39%の日本は全世界から約3200 万トンの食料を輸入し、そのうち62%がTP P参加11カ国からの輸入である。

TPPによって関税が引き下げられたり、撤 廃されて輸入が増えることが当然予想されるが、 その一方で、検査時間が短縮され、しかも検査 体制が充実されないとすれば、水際チェックは ますます空洞化せざるをえない。

* "ホルモン剤モルモット"?

とくに深刻な影響が予想されるのは、牛肉・ 豚肉である。「工業型畜産」が隆盛をきわめて いるアメリカでは、"魔法の生産性向上薬"と して「成長促進ホルモン剤」(女性ホルモン)や 一種のドーピング剤であるラクトパミンという 薬品が多用されている。ホルモン剤は子牛に注 入され、「成長を早めて、雄にも雌のように脂 肪がつき肉量が増す。肉牛の出荷時期も早くな り、生産効率が上がる」(3)。ラクトパミンは豚・

牛の飼料に添加され、赤身を増し、成長を早め る。

問題なのは、ホルモン剤が「乳がんや膣(ち つ)がんの多発や、乳幼児の乳腺が膨らむ、女 児の成熟が異常に早まった、アレルギーを引き 起こされたなどの、人体への影響が世界各地で 報告され」ていることである⁽⁴⁾。ラクトパミン は「吐き気、めまい、手が震えるなどの中毒症 状を起こし、特に心臓病や高血圧の患者への影 響が大きく、長期にわたり摂取すれば染色体の 変異をもたらし、悪性腫瘍を誘発する」と指摘 されている⁽⁵⁾。

当然のことながら、EUはこれらの牛・豚肉 の輸入を禁止し、中国、ロシアも禁止している。 しかし、日本は国内での使用は禁止しているも のの、アメリカの圧力で輸入は許可するという 二重基準で対応し、ホルモン剤・薬品まみれの 輸入牛・豚肉を"治外法権"扱いにしている。 ジャーナリストの青沼陽一郎氏は「昨年取材し た米国の大手食肉加工工場では、こんなビジネ スが展開されている」として、次のような恐ろ しいエピソードを紹介している⁽⁶⁾。

「この工場には三つのプログラムがあります。 一つは、EUプログラム。EUはホルモン剤や 抗生剤を使った肉を入れないことが条件になっ ていますので、まず使用しない肉を生産します。 それと、国内向けオールナチュラルプログラム。 これもホルモン剤や抗生剤は使いません。そし てもう一つが、一般向け牛肉。これはホルモン も抗生剤も使用しています」「この『一般向け』 が日本に送られるのだ」

TPPによる検査の空洞化とあいまって、危 ない畜産物が日本にさらに押し寄せる危険が強 まるのである。"GMモルモット"もゾッとし ないが、"ホルモン剤モルモット"はもっと ゾッとしない。「牛肉・豚肉の自給率はすでに 42%、51%であり、それが20%~10%と なってから、国産の安全なものを食べたいと 言っても遅いのです」(鈴木宣弘・東大教授)と いう警告を真剣に聞くべきだ。

日米構造協議の仕上げ

TPPは、12カ国の多国間交渉であると同時に、1980年代以来、延々と重ねられてきた 日米構造協議の新バージョンでもある。食の安 全の分野で言えば、BSEや食品添加物、農薬 が該当する。

政府が公表した付属文書(日米2国間の書簡) では、並行交渉の結果として「両国政府は、収 穫前及び収穫後に使用される防かび剤、食品添 加物並びにゼラチン及びコラーゲンに関する取 組につき認識の一致をみた」と記されている。 さりげない書き方であるが、これは構造協議に おける対米譲歩の集約の意味をもつ。

*防カビ剤・防腐剤

一つは、輸入農産物に使用される防腐剤や防 カビ剤などのポストハーベスト(収穫後)農薬 の問題である。そもそも日本では、収穫した農 産物に農薬をかけることは禁止されている。し かし、アメリカが太平洋をまたいで輸出するた めにはカビが生えたり、腐敗するのをおさえる ために農薬(防カビ剤・防腐剤)をかけなけれ ばならない。"ポストハーベスト農薬とは聞こ えが悪い"というアメリカの要求に従って、日 本政府は「農薬」を「食品添加物」に分類した。 しかし、日本で食品添加物の表示が義務化され ると、今度はアメリカは表示義務のない農薬と して扱うよう求めている。

表向きは決着がついていないといわれている

が、日米2国間の書簡では「認識の一致をみ た」というのだから、決着の方向は明らかだろ う。

*食品添加物

アメリカで認可されている食品添加物は 1612品目で、日本で認可されている食品添加 物 667品目の2.5倍である。一方、国際食品規 格委員会(コーデックス委員会)が認めている 「国際汎用添加物」は950品目。

アメリカは対日改革要望書で一貫して食品添 加物の認可拡大を要求してきており、日本は追 加要求のあった46のうち既に42の審査・認可 を終えており、残る4品目も認可される見込み である。「認識の一致をみた」という日米2国・ 間の書簡が意味するのは、この46にとどまら ない。アメリカの要求は「国際汎用添加物」 950品目への拡大、さらに自国の認可数1612 品目への拡大とエスカレートする可能性がある。

*BSE(牛海綿状脳症)

03年にアメリカでBSEが発生し、日本は 輸入禁止措置をとった。その後、05年には、 月齢20カ月未満の牛肉に限定し、危険部位を 除去することを条件として輸入を再開したが、 アメリカは牛丼に適する月齢への拡大を執拗に 要求し続けた。さらに日本は、13年2月、T PP交渉参加の「入場料」として、輸入制限撤 廃に等しい30カ月齢未満への拡大を「自主的」 に譲歩した。

書簡があげている「ゼラチン及びコラーゲ ン」は危険部位そのものではないとしても、ア メリカでの屠殺のズサンさからすると、問題を 引き起こしかねない部位であり、その扱いで認 識が一致したというのは、かなり危ない話であ

る。

予防原則の否定、国内政策への介入、 |SD

以上に述べたほど具体的ではないが、食の安 全の根本政策と主権にかかわる問題を最後に指 摘したい。

T P P の「衛生植物検疫措置(S P S)」規 定は「科学的な原則に基づいて、加盟国に食品 の安全を確保するために必要な措置をとる権利 を認めるWTO・S P S 協定を踏まえた規定と なっており、日本の制度変更が必要となる規定 は設けられておらず、日本の食品の安全が脅か されるようなことはない」── これが政府の説 明である。

要するに、WTOの規定と同じだから問題は ないというわけである。しかし、TPPとWT Oは、次の3つの点で同じものではない⁽⁷⁾。

第1に目的である。WTOのSPS協定の目 的は、当然ながら「人・動物もしくは植物の生 命もしくは健康を保護すること」であり、付随 的に「衛生植物検疫措置の貿易に対する影響を 最小限にする」ことが規定されている。

一方、TPPの SPS章の目的は「貿易を 円滑にし、拡大」するために、衛生植物検疫措 置が「貿易に対する不当な障害をもたらすこと がないよう」にすることである。要するに「生 命・健康の保護」は目的ではないのである。

第2に「予防原則」の問題である。TPP協 定は「科学的な原則」「客観的な科学的な証拠」 が前面に出ており、WTO・SPS協定にある 「関連する科学的証拠が不十分な場合には…… 暫定的に衛生植物検疫措置を採用することがで きる」という表現が欠落している。これは、W TO協定が不十分ながらも「予防原則」を認め ているのに対し、TPP協定は否定していることを意味している。

「予防原則」とは「化学物質や遺伝子組み換 えなどの新技術などが、環境(と健康)に重大 かつ不可逆的な影響を及ぼす仮説上の恐れがあ る場合、科学的に因果関係が十分証明されない 状況でも、規制措置を可能にする制度や考え方 のこと」(フリー百科事典「ウィキペディア」)で あり、気候変動条約や生物多様性条約などで多 用されている。EUや日本が遺伝子組み換え食 品の規制根拠としたのも予防原則であり、これ に一貫して背を向けてきたのがアメリカであっ た。

あるいは、次のようにいうこともできる。 「科学的証拠」一点張りの TPP 協定は「原発安 全神話」によく似ており、「予防原則」は、原 発が未確立の技術であり、不可逆的な災禍をも たらしうることを考慮した、真に科学的な原則 であると。

第3にTPP協定は、遺伝子組み換え作業部 会、SPS小委員会、規制整合性小委員会など、 随所で「利害関係者」、つまり多国籍企業の関 与・介入を保証する規定を盛り込んでいる。

「TPPが発効すると日本の食品安全基準の 決定の際に米国企業等の利害関係者の意見を聞 かなければならなくなる」「これまで米国が日 本に対して行ってきた制度改革要求が TPP 協 定に基づいたものとなり、日本政府の政策決定 過程に米国企業の意向が反映するようになって しまう」⁽⁸⁾との指摘はまったく正当である。

TPP協定で最も懸念されている ISD(投資 家対国家間の紛争解決)条項は、こういう多国 籍企業の関与・介入を強力にバックアップする ものであり、主権侵害そのものである。 「日本が率先して動き、早期発効に向けた機 運を高める」(安倍首相)との決意のもとに審 議が始まったTPP協定承認案と関連法案は、 たった数日の審議で頓挫し、参院選後に決着が 先送りされた。短期間の審議で、真っ黒塗りの 資料が象徴する異常な秘密主義と国会決議違反 が白日のもとにさらけ出された結果である。追 い込んだのは、TPP反対運動と野党の力であ り、追い込まれたのは安倍政権である。

TPPの発効に批准が不可欠なアメリカでは、 議会審議の見通しすら立っていない。国民の不 安に応えず、アメリカや財界の"期待"にこた えること以外は念頭にない安倍政権に参議院選 挙で痛烈な打撃を与え、農業を含む国民の利益 と主権を多国籍企業に売り渡す TPP 批准を断 固阻止することが求められている。

(ましま よしたか・農民運動全国連合会副会長)

(注)

- (1) アメリカ農務省「環太平洋パートナーシップの農業関連条項 詳細な要約」(15年11月30日)
- (2) 久野秀二「TPP 協定と GMO 規制」(『農業 と経済』16年3月)
- (3) 青沼陽一郎「TPPの罠 第1回『食』の戦 争が始まった 米国産『豚肉』『牛肉』、ここ が危ない!」(『サンデー毎日』15年12月27 日)
- (4) 青沼、前揭
- (5) 鈴木宣弘「TPP とのたたかいはこれからが 正念場」(雑誌『農民』15 年 11 月)
- (6) 青沼、前揭
- (7) この節は清水徹朗「TPPと食品安全性」(『農 林金融』16年6月)を参考にした。
- (8) 清水、前揭